

令和元年第9回教育委員会定例会議事録

令和元年9月2日

東久留米市教育委員会

令和元年第9回教育委員会定例会

令和元年9月2日(月)午前10時31分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第38号 東久留米市指定文化財の指定について(諮問)
- (2) 議案第39号 請願に対する回答について(「2020年度から使用する小学校用教科書の採択について」)
- (3) 諸報告
- ①令和元年度第3回市議会定例会について
 - ②令和元年度「全国学力・学習状況調査」結果(速報値)について
 - ③令和2年度特別支援学級使用教科用図書「英語」の検定本使用について
 - ④その他
- (4) 議案第40号 東久留米市立学校教職員の服務事故の内申について
- ※議案第40号の審議は非公開で行われましたので、公開している会議の議事録には掲載していません。

出席者(5人)

教 育 長	園 田 喜 雄
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙 一 郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	宮 下 英 雄
委 員	馬 場 そ わ か

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	森 山 義 雄
指 導 室 長	椿 田 克 之
教 育 総 務 課 長	佐 川 公 行
学 務 課 長	白 土 和 巳
生 涯 学 習 課 長	板 倉 正 弥
図 書 館 長	佐 藤 貴 泰
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥 越 富 貴
-----------	---------

傍聴者 10人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時31分)

○園田教育長 これより令和元年9回教育委員会定例会を開会します。委員は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○園田教育長 本日の議事録の署名は細田委員にお願いします。

○細田教育委員 はい。

◎議案の追加と会議の進め方

○園田教育長 本日は議案の追加がありますので、会議の進め方と併せて説明をお願いします。

○佐川教育総務課長 「議案第40号 東久留米市立学校教職員の服務事故について(内申)」を追加させていただきます。本議案は日程の最後に非公開でご審議いただき、審議の際は教育部長、指導室長、教育総務課長のみの出席とさせていただきます。なお、議案第40号については審議後に回収させていただきます。

また、本日は教育長と委員用として、議案第38号に係る参考資料を机上にご用意しています。お二人でご覧いただき、審議のご参考にさせていただきますようお願いします。

○園田教育長 議案第40号を日程の最後に追加し、審議は非公開で行いたいとのことですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○園田教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長 いらっしゃいます。

○園田教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお知らせします。本日は議案第40号の追加がありますが、人事案件であるため非公開で行います。ついては審議の際はご退席をお願いします。

なお、お配りしている資料については、ご入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

○園田教育長 議事録の承認に入ります。8月9日に開催した第9回臨時会の議事録について、ご確認いただきました。特に修正のご連絡はありませんでしたが、よろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長 議事に入ります。日程第1、「議案第38号 東久留米市指定文化財の指定について(諮問)」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長 「議案第38号 東久留米市指定文化財の指定について(諮問)」、上記の議案を提出する。令和元年9月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市内にある重要な文化財の保護と活用に資するため東久留米市指定文化財に指定

したいので、東久留米市文化財保護審議会に諮問する必要があるためです。詳しくは生涯学習課長から説明します。

○**板倉生涯学習課長** 本議案は東久留米市文化財保護条例第39条に基づき、東久留米市文化財保護審議会に有形民俗文化財の指定及び有形文化財の指定について諮問するものです。

「市指定文化財候補1」をご覧ください。1件目は、国登録有形文化財になっている村野家住宅に収納されている民具です。名称は、村野家（屋号・天神前）の衣食住及び商いと糸繭飛白縞（いとまゆかすりじま）関係資料です。種別は有形民俗文化財。所在地は柳窪四丁目15番41号。年代は江戸時代末期から昭和初期のものです。村野家は初代七次郎（文化10年～明治11年）から二代目七次郎（しちじろう）（天保12年～明治34年）の時代にかけては農業の他に肥料商を営み、二代目の時代はさらに糸繭商や飛白縞買継商、金融業でも成功を収めたほか、新教育令の下で北多摩郡の学務委員、久留米村成立前の初代連合戸長も務めています。村野家の主屋（しゅおく）・穀蔵（こくぐら）・土蔵・新蔵（しんぐら）・北の納屋には衣食住に関する生活用具ほか、多くの民俗資料が収蔵されていることから、平成28年・29年度の2か年にわたり調査を行った結果、合計433点の民具が確認されています。指定に当たっては衣食住と商い関係というコレクションごとの指定が適当であるということで、コレクションとしてまとめられない18点を除き、衣食住資料383点、商いと糸繭飛白縞関係資料32点の計415点指定対象としました。これらは時代的・地域的な特色を示すものとして貴重であるのはもちろん、衣食住資料は「着る」「食べる」「住まう」という暮らしの技や知恵、商いと糸繭飛白縞関係資料は肥料商にはじまり、糸繭や飛白縞という時代の動向に即した商いが農村部において展開されていた様子を知る上でも重要であるため指定するものです。なお、平成29年度に市教育委員会が行った、新蔵2階の未整理文書の基本調査等により発見された関係資料を「参考資料」とします。添付資料ですが、1. 村野家民具調査報告は皆様にお配りしていますが、2. 民具一覧表及び3の参考資料は分量が多いため回覧にてご覧いただきます。

続いて「市指定文化財候補2」です。名称は、里道調（りどうしらべ）。種別は、有形文化財で市郷土資料室に所蔵しているものです。明治21年（1888年）8月に前沢村外九ヶ村連合戸長役場が作成した道路に関する調査報告書で、明治時代の道路の法的な扱いと、現在の東久留米市域の道路の様態が具体的に分かる歴史的な公文書です。「神奈川県管下」界紙（青色罫紙）を使用し、村ごとに1等里道・2等里道について記載されており、「北多摩郡前沢村外九ヶ村略図 戸長岸宇左衛門（こちょうきしうざえもん）」が添付されています。また巻末には、明治23年7月に作成された「久留米村里程図」及び明治24年2月付の久留米村村長からの上申書が付され、全20頁（地図2枚）、紙縫り（こより）綴じとなっています。『里道調』は明治21年4月の「市制・町村制」公布から明治22年4月1日の久留米村成立の間に作成されたものであり、その中で3ヶ村が現在の黒目川を「久留米川」と表記しています。明治時代では最古の「久留米川」の表記であり、しかも、久留米村誕生の前年にあたることから、久留米村の村名の由来を推測できる唯一の具体的な資料として、その価値は大きく指定候補とするものです。添付資料ですが、1の近代歴史行政文書調査票、2の『里道調』写真、3の「『里道調』の道路と川・橋一覧」及び5の「郷土資料室通信No.34」は皆様に配付していますが、4の東久留米市歴史文書解説里道調は枚数が多いため、回覧にてご覧いただきますようお願いいたします。

○**園田教育長** 説明のあった2件について、別途、文化財保護審議会に諮問したいということがあります。ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

- 馬場教育委員 村野家の衣食住及び商いと白繭飛白縞関係資料について伺います。これは特記にあるように個人使用のものなので、原則として一般公開はなく村野家による保存になりますから、村野家がこれだけのものを今後も丁寧に保存していかれるのは大変なことだと思います。今までどおり丁寧に村野家と話し合いを進めていただければと思います。
- 板倉生涯学習課長 市教育委員会としても、村野家ときちんと話し合いを続け、適切な方法で進めいきたいと考えています。
- 園田教育長 そのほかいかがでしょうか。
- 尾関教育委員 先日、東久留米市が紹介されたテレビ番組では「黒目川」がなまって「久留米川」になったのではないかとありました。資料だと逆になり、「久留米川」が「黒目川」になまったこととなります。久留米村発祥の話が違ってくると思いますが。
- 板倉生涯学習課長 この里道調は、久留米村の由来として推測できる唯一の資料として、「久留米川」と記載していた村があり、そちらが「久留米村」という名前につながっていたのではないかと推測する一つの資料となっています。これが本当に久留米村の名前に結びついていたのかどうかについては、今後さらに研究が必要だと考えています。
- 尾関教育委員 諸説はありますが、このように記載していくということですね。
- 板倉生涯学習課長 はい。この資料からはそのように考えていくことができると思います。
- 宮下教育委員 馬場委員のご発言にも関連します。このように市の指定文化財に候補が上がってきたことは素晴らしいことですが、管理・維持・保存には相当経費が必要だと思います。それを村野家に全てをおんぶにだっこするのか、または、市で指定した以上は市で予算計上していくことを考えているのかどうか。現在は一切ないですが、今後の方向性について伺います。
- 板倉生涯学習課長 委員ご指摘のとおり、文化財については所有者に維持管理が委ねられています。ただし、僅かな予算ではありますが市においても「文化財修理費等補助金」の制度があります。この中で、一部については支援できるかと考えていますが、大きな意味では所有者に委ねているというのが現状です。
- 宮下教育委員 今が無理であっても何とかいい方向にいくよう、これから論議していくことも必要だと思います。
- 園田教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。
よろしければ、採決に入ります。「議案第38号 東久留米市指定文化財の指定について（諮問）」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手であります。よって、議案第38号は承認することに決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 園田教育長 続いて、日程第2「議案第39号 請願に対する回答について（「2020年度から使用する小学校用教科書の採択についての請願）」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 森山教育部長 「議案第39号 請願に対する回答について（「2020年度から使用する小学校用教科書の採択についての請願）」、上記の議案を提出する。令和元年9月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、市教育委員会に提出された請願について見解を示す必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。
- 椿田指導室長 議案第39号について補足します。7月の定例教育委員会で報告しました請

願について、小学校用教科用図書の採択が終わりましたことから回答を行います。資料をご覧ください。1枚目に請願への回答(案)、2枚目が請願の写しです。請願の趣旨としては、1. 現行採択要綱の規定内で「市民及び学校の意見」を重視してください。2. 意見そのものの公開を求めるといふものです。

案文を読み上げます。「31東久教教育収第59-1号。令和元年9月某日。東久留米の教科書を考える会、事務局担当、倉本朝夫様。東久留米教育委員会。請願に対する回答。貴会から提出された2019年6月7日付『2020年度から使用する小学校用教科書の採択についての請願』に、以下の通り回答します。東久留米市立小・中学校の教科用図書採択につきましては、東久留米市教育委員会訓令乙第3号「東久留米市教科用図書採択要綱」に基づいて実施しております。市民及び学校等の意見を参考にし、教育委員会にて公開の場で十分に議論しながら、公平・公正な立場から児童・生徒の健全育成に資する採択を行ってまいりました。市民の皆様からの教科書採択に関するご意見については、用紙に非開示の旨を明記してお寄せいただいているものです。そのため、開示の対象となりませんのでご了承ください。今後も法令や通知に従い、適正かつ公正な採択を進めてまいります。」以上です。

○園田教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

特になければ採決ということになります。

それでは採決に入ります。「議案第39号 請願に対する回答について(「2020年度から使用する小学校用教科書の採択についての請願」)」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であります。よって、議案第39号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長 日程第3、諸報告に入ります。「①令和元年第3回市議会定例会について」から報告をお願いします。

○森山教育部長 「①令和元年第3回市議会定例会について」ご説明します。本日は、次の資料を用意しました。一つ目として会期日程表(案)、二つ目として提出議案の一覧表、議案第16号の議案、議案第21号の議案、三つ目として一般質問の一覧表、四つ目として請願付託表、五つ目として陳情一覧表及び陳情第9号の写し、資料は以上です。

令和元年第3回市議会定例会については明日9月3日が本会議初日ですので、本日は予定として説明します。まず、会期日程ですが、9月3日から9月25日までの23日間の会期となる予定です。一般質問は9月5日から10日まで、総務文教委員会は9月13日に予定されています。次に提出議案としましては、18議案の上程が予定されています。その中で教育委員会に関係する内容の議案は3件あります。まず「議案第16号 東久留米市教育委員会委員の任命について」です。現教育委員会委員でいらっしゃいます細田初雄委員の任期が令和元年9月30日で満了となるため、引き続き委員として任命するため、議会の同意をお願いします。次に、「議案第21号 東久留米市立市民体育施設条例の一部改正する条例」です。これは現在整備を進めております(仮称)上の原屋外運動施設を新たな市の体育施設として設置するものです。最後に、「議案29号 令和元年度東久留米市一般会計補正予算(第4号)」です。教育委員会からは指導室と生涯学習課の補正予算が計上されています。議案第21号の条例改正と議案第29号の補正予算の教育費については7月19日の第7回教育委員会臨時会でご審議いただき、ご承認いただいた内容です。

次に一般質問についてです。教育委員会に係る質問は21人の議員のうち、15人から通告をいただいています。

次に請願ですが、教育委員会に係る請願はありませんでした。陳情については、「陳情第9号 東久留米市立中央図書館大規模改修について」の陳情がありました。今後の審議内容、結果等については次回報告します。

なお、陳情については、議会の運用で議員等への配付のみとされ審査は行われていませんので、後ほど資料をご参照いただきたいと思います。

○園田教育長 何かご質問はありますか。よろしいですか。

なければ次の「②令和元年度「全国学力・学習状況調査」結果（速報値）」について説明をお願いします。

○樫田指導室長 「令和元年度「全国・学習状況調査」結果（速報値）」がまとまりましたので報告します。詳細については統括指導主事から説明します。

○荒井統括指導主事 資料の「令和元年度「全国・学習状況調査」結果についてⅠ」をご覧ください。「全国・学習状況調査」については昨年度までA問題・B問題という形で、基礎的・基本的な知識・技能を問うA問題と、活用を問うB問題とに分かれていましたが、今年度から形式が改められ、統合した形の調査となっています。今回は速報値ということで資料をまとめています。

正答数分布が載っている1枚目をご覧ください。平均正答率は中学校英語で全国平均を上回っていますが、そのほかでは全国平均を下回りました。各教科では、《小学校国語》は平均正答率が全国平均を5.2ポイント下回る結果となり、課題が見られました。「言語についての知識・理解・技能」について「学年別漢字配当表に示されている漢字を文の中で正しく使う」という項目中3問全てで平均点を下回っており、ここ数年と同様の課題が見られました。一方、昨年度まで課題であった「読む能力」は指導の成果が出ており、改善が見られます。《小学校算数》は、「数と計算」に課題が見られました。特に、加法と乗法の混合した整数と小数の計算問題の正答率が全国より5ポイント低い結果でした。一方、「量と測定」は全国平均を上回っていました。《中学校国語》です。中学校国語は年々全国平均を下回る問題が減少しており、全体に改善傾向にあります。しかし「言語についての知識・理解・技能」は昨年度同様課題が見られました。《中学校数学》は、全ての領域で全国平均を下回りました。特に「関数」に課題が見られました。《中学校英語》は、「書くこと」の領域で0.1ポイント全国平均を下回ったものの、ほかは全国平均を上回っていました。

1枚目の資料の中ほどの最下段をご覧ください。同一集団における3年間の学力の伸びについては問題の形式が変わったために直接の比較はできませんが、参考としてまとめています。平成28年度に小学校6年生、令和元年度に中学校3年生の児童・生徒集団の比較です。直接の比較はできませんが、特に国語で伸びがあると考えています。1枚おめくりいただきまして、「令和元年度「全国学力・学習状況調査」の結果についてⅡ 児童・生徒質問紙調査」をご覧ください。こちらは8月の定例校長会資料としてお配りしたものと同じものです。「生活習慣」の中ほどに、「自分には、よいところがあると思いますか」の設問に対して肯定的に捉えている児童・生徒は、昨年度、一昨年度に引き続き全国を下回っています。今年度は小学校で全国よりも差が広がりましたが、中学校では全国の差が縮まりました。次に「学習習慣」をご覧ください。「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」の設問に対し、「勉強している」と答えた児童・生徒は全国平均よりも低い状態です。中段をご覧ください。「学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり、広げた

りすることができていると思いますか」の設問に対しては全国よりも小学校で5.2ポイント低く、中学校で4.3ポイント低い状態です。この結果については学校ごとの資料と併せて、8月26日に開催された定例校長会で配付しています。

指導室では、今年度、対話的な学習活動を取り入れた授業実践の推進を指導してきたところです。これから学校ごとに授業改善推進プランが提出されますので、この結果を踏まえた授業改善を行うよう、各学校に指導助言を進めていきます。

○園田教育長 説明が終わりました。この件について何かご質問、ご意見いかがですか。

○宮下教育委員 調査結果の分析はご苦労さまでした。

この調査はいつ行われたのか、なぜ今回は速報値なのかの2点について伺います。

○荒井統括指導主事 この調査は4月18日に行われました。また、速報値とした理由ですが、昨年度の「全国学力・学習状況調査」では国から数回の訂正があり、今回についても本日まで既に2回の訂正通知が来ています。そのために速報値とさせていただきました。

○宮下教育委員 分かりました。関連して伺います。このデータを基に分析・考察し、それを【現状・課題】として簡単に左側書いてあります。この中で「今年度は、」と幾つかありますが、昨年度のことについては漢字のことについて言っています。また、今回は「昨年度課題であった「読む能力」については改善している。」とありました。そうすると観点が違うわけですか。違うにもかかわらず「しかし」という逆説的な表現ではおかしいのではないかと思います。「しかし」は今まで前文で書いてあった事柄と推測される事柄ではない事柄が逆説的にある場合に使います。「しかし」が算数においても2回あります。「しかし」とすると「あれ？」と思われてしまうのでは。「しかし」としないで、こういう事実がありましたと実態を表記した方がいいと思いました。どうも「しかし」が気になってしまうのです。

○荒井統括指導主事 資料の書き振りについてご指摘をいただきました。ここではすぐにお答えできませんが、十分受けとめて検討します。

○宮下教育委員 検討してからで結構です。

○荒井統括指導主事 ありがとうございます。

○園田教育長 よろしいですか。

○宮下教育委員 検討していただく方向ですから、「慎重に分析」という文言によって解釈が変わってきますのでそのことについてもよろしくお願いします。

○園田教育長 ほかにありますか。

○馬場教育委員 小学校も中学校も国語に課題があります。「言語についての知識・理解・技能」という課題ですが、漢字や言葉というものは覚えていくものです。内容の把握や解く力というところではないので、ここは改善の余地があると思います。

○荒井統括指導主事 私どもも同様に考えています。例えば、今年度もですが、昨年度までは学力向上指導員、今年度からは学力パワーアップサポーターを全校に配置して低学力層への支援を行っています。その中で、算数については東京ベーシックドリルを活用することでの改善を図っているところです。国語についても、漢字であるとか、今回特に課題として出ているのは諺（ことわざ）なのですが、こういった問題についても学力パワーアップサポーターを活用して全校でドリルに取り組むなどの繰り返しの学習が効果的であると考えています。ご指摘の中にもあったとおり学校ごとの差異もありますので、授業改善推進プランを持って、学校ごとにその学校が最も課題としている項目についての改善をより求めていきたいと考えています。

○馬場教育委員 「生活習慣」のところで「毎朝朝食を食べていますか」という設問に対して、

本市が全国や東京都よりも上回っているということは、親がきちんと食事を子どもたちに用意をして、朝食をとってから子どもたちが学校に行っていることになり、とてもありがたいことだと思います。そういうことが「自分には、よいことがあると思いますか」という設問にも通じ、「大事にされている」という自信につながるのだと思います。

「食」が一番大事なところなので、この結果を見るととても安心というか、いい市だなという感想を持ちました。ただし、「自分には、よいところがあると思いますか」という設問に対する答えが去年からぐっと下がっていることはありませんが、全国や東京都全体ではかなり下がってきています。東久留米市は低いですが、昨年見た資料とあまり変わっていないようです。きちんと朝食が用意されていけば大事な子どもたちが健やかに育っていくと思うので、ここに本市の希望があるのではないかと思います。ですが、全国的に下がってきているということは、全国的に自己肯定感の低い傾向に日本が向かっていることにもつながると思うので、心配ではあります。

いじめについても、中学生では「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の設問に対して、「そう思う」という回答が低いのが心配です。しかし、それも親目線ではありますが、朝食をちゃんと食べていけば、大事にされているということが子どもたちに伝わるのではないかと思います。

最後に、学習についてです。「家で計画を立てて勉強をしていますか」という設問に対する回答は東久留米市では小学校の時は低いのですが、中学校に入ったら差異がありません。中学校に入って自分でやらなければいけないとなると自主的にやり始めるのかなと思ったのですが、どうなのでしょう。

○荒井統括指導主事 保護者が朝食、衣食住の部分について目配りをされているというご指摘がありました。日々朝食を用意し、学校に送り出してくださっている保護者の皆様に感謝しています。「自分で計画を立てて勉強をしていますか」という設問に対して中学校で改善傾向があるのは、中学校3年生が調査対象ということもあります。受験の影響もあるかと思いますが、ご指摘のとおり、本来持っている能力が十分ではないということではないので、新学習指導要領では何のために勉強するのか、学ぶ意義についても児童・生徒に指導することとなっていますので、それが浸透したときに本市は大いに改善される可能性があると考えており、学校ともそういった情報は共有していきたいと考えています。

○園田教育長 よろしいですか。そのほかいかがですか。

○宮下教育委員 生活学習の状況調査は、小学校も中学校も60項目ぐらいあったと思います。今回の資料ではそのうちの3項目の提示ですが、この3項目をチョイスした理由があれば伺います。

○荒井統括指導主事 経年変化をご確認いただくためにチョイスしています。質問紙の質問事項は、毎年、変わる部分と比較的変わらない部分があります。昨年度との比較を教育委員の皆様、馬場委員のお答えにもありましたけれども可能にするために、このような項目をピックアップしています。昨年度のデータもお示しするとより分かりやすいかと思いましたが、その部分については検討させていただきます。

○宮下教育委員 そうですね。

○荒井統括指導主事 ご指摘ありがとうございます。

○園田教育長 毎回、東京都・国・市と、さまざまな学力調査があるたびにこういう形でデータをもらっています。今回は小学校の国語が全国平均に比べて5ポイント下回っています。事務局から説明がありましたが、本市の場合は、各教科とも概ね全国平均と同様か、残念な

がやや下回るという状況が多いわけです。しかし、5ポイントというのは相当下回っていますので、これまでの結果からすると特異な数値だと思えます。この分析について、一つには当該学年のこれまでの傾向からしてこういうことなのか、あるいは学校ごとにやや特異な数値が出て全体としてこうなってきたのか、理由があれば説明してください。

例えば国語ですが、中学校においては全国平均と概ね同様であり、本市はそんなに国語が全国に比べて下回っているという印象はこれまで持っていなかったもので、この点はどう分析しているのか説明してください。

- 荒井統括指導主事 「5ポイント」というのは全国平均との差としては大きいと思いますが、教育長がおっしゃったとおり、学校ごとの差はかなりあると考えています。今回はここで資料を示しておらず申しわけありません。この後、学校ごとのデータはホームページ上で公開になりますし、学校ごとに分析したコメントも入りますので、改めて教育委員の皆様にご覧いただいたり、提供させていただければと考えています。学校ごとの差がかなりあり、こういった結果になったと考えています。

本市の傾向ですが、「全国学力・学習状況調査」は小学校6年生と中学校3年生だけですが、市の学力調査や7月に行われた東京都の学力調査など、さまざまな学力調査の結果を重ね合わせますと、低学年からだんだんに全国平均に近づいていって、中学校3年生の段階でほぼ並ぶという傾向が市全体の傾向としてあります。それについては今回もデータとしては届かないまでもほぼ並ぶという辺りが、全体傾向としては一致していると思えます。

ただし、ご指摘いただいたとおり、小学校6年生の国語のデータについてですが、特に漢字や諺といった言語の分野については学校間の差が非常に大きいと感じていますので、正確な数値を出して授業改善を具体的に進めていかななくてはこの部分の改善が難しいと、かなり喫緊の課題であると考えて受けとめています。

- 園田教育長 分かりました。漢字などは努力や練習の成果が出てくるものだと思います。学校ごとの中身をよく分析して、当該学校に必要なインフォメーションを与えて改善していく必要があると感じています。

そのほかいかがですか。よろしいですか。よろしければ、続いて「③令和2年度特別支援学級使用教科用図書『英語』の検定本使用について」説明をお願いします。

- 椿田指導室長 諸報告の「③令和2年度特別支援学級使用教科用図書『英語』の検定本使用について」ご説明します。先日、8月2日の教育委員会定例会で行われました教科用図書採択の中で特別支援学級で使用する教科用図書について、特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会委員長から説明がありました。その中で「英語」については検定本を使用することの説明に触れていなかったこと、及び調査報告書に「英語」に関する記載がなかったという事実があります。このことについて、東久留米市教科用図書採択要綱の特別支援学級で使用する教科用図書の採択を示している項目第15にはこのように示されています。「第15市立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、市立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。同項2、前項の規定にかかわらず学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別学校・学級用という）」を使用する必要があると教育長が認めた場合は、特別支援学級設置校の校長会で審議し、適切と考える教科用図書を別に定める期限までに教育委員会に報告する。」とされています。よって、一般図書を使用する場合は校長会で審議し、教育委員会に報告することから、今回の「英語」について報告がなかったことは、一般図書ではない通常の学級で使用する検定本を使用するため、法的手続に問題はありませ

ん。しかし、説明もなく、報告書に記載がないことは非常に誤解を招きかねない事態であり、事務的なミスであると認めています。教科書採択の事務局として、事務上の手続きに誤解を招きかねない誤りがあったことをお詫びします。大変申しわけありませんでした。

そのため、本日、「英語」について検定本使用することを追記した調査報告書を改めて配付します。今までも再三ミスのないよう努めてきましたが、このようなことになってしまったことを事務局一人一人が深く反省し、書類作成や手続きに絶対にミスがあってはならないことを強く自覚していきます。改めまして大変申しわけありませんでした。

○園田教育長 事務的なミスがあったという報告でした。この件についてご意見、ご質問お願いします。

○宮下教育委員 事務的なミスとして、今回は新たにそれを追記して調査委員会の報告とするという説明でした。しかし、8月2日に教科書を採択する教育委員会が開催され、採決の審議が行われたわけです。その採択の審議において「英語」が1回も論議されず、今日まで何もなく、今日ここで追記として「英語」が提出されることについては違和感を覚えるし、そうであってはならないと思います。先ほどの請願に対する回答の中に、「教育委員会にて公開の場で十分に議論しながら公平・公正な立場から採択を行って来ました。」と言っているわけです。ところが、十分な議論が全くない。「英語」そのものがなかったわけです。この委員会の報告に追記で済ましていいかどうかということです。8月2日から今日まで約1カ月ありました。事務的なミスが分かった段階において臨時会を開催することもできました。そうすれば、請願に対する回答にある、「公平・公正な立場から採択が行われた」ということになるのだと思います。そうしないで、ここで「英語」を追記しただけで済ますことは法的には問題ないという説明ですが、私は本来の法的根拠から言っても、これはどちらかというとならざるを得ないのではないかと思えます。もう少し謙虚にやっていたらいいのではないかと思えます。

一般図書の取り扱いについては学校教育法の9条の附則の中にあります。それは分かっています。しかし、「英語」についても検定本ではなく、一般図書の本が入る学校があったのではないですか。文科省の著作本であったり、第9条の附則によるところの一般図書があってもよろしいのではないですか。その論議もされずに、全部検定本となっているわけです。これは相当おかしいですよ。この報告の内容は納得できません。私たちは常に法に基づいて審議をしていかなければならないわけですから、そのためのこの間の8月2日の採択の教育委員会があったわけです。この間1カ月間あったわけです。このことについて気づいたのはいつで、どうだったのか、それから今までどうしたのか、そこの経緯を伺います。

○樫田指導室長 このことは8月5日に気づきました。「英語」については、実際、各学校で審議する中では検定本を使用するというので、学校は理解していました。しかし、8月2日の時点で記載がなかったことは事実です。ただし、この間、各学校には一般図書を使わないということに間違いがないかを確認し、また、本日まで、事務的にどのように進めることがよかったのか、何がいけなかったのか等の事実確認をするため少し時間を要したため、本日までかかってしまいました。大変申しわけありません。

○宮下教育委員 8月2日に採択の教育委員会が終わって一つの結果が出たわけです、そこで事務上のミスが発覚したと。しかし、翌週の8月5日から今日に至るまで何も動きはなかったわけです。考えていたということですが、特別な動きは何もなかったですね。これが最大のミスです。学校が理解しているからいいということではありません。採択の場において、普通学級と同様に特別支援学級の採択もやっていたらいいのではないかと思えます。

今回のことは法律という最大の土俵を逸脱した解釈ではないかと思っていますので、もっとしっかりとした考え方を事務局側が持ち、私たち教育委員はそれを精査していかなければいけないと思います。

あえてもう一つ言わせていただきます。採択を行う教育委員会の前に、教育委員協議会を3回開催しました。私たち委員は全員出席し、よい教科書が採択できるようにいろいろ質疑を行っています。しかし、その場においてもこの特別支援教育の教科書採択については一切の報告がありませんでした。協議の土俵に上がってもいなかったのです。特別支援教育に対してもっと熱き心をもって語る事務局でなければいけなかったと思いますので、重く反省していただきたいと思います。

令和元年5月13日開催の教育委員会定例会の議事録に、特別支援の学級で使用する教科書採択についての部分です。その中で荒井統括指導主事が、「一般図書の選定においては一昨年度と昨年度と資料に不備があり、臨時教育委員会での追加採択をお願いした経緯があります。今年度はこのようなことがないように、特別支援学級設置校長会で採択の趣旨を十分に説明し、事務作業を進めてまいります。」と言及されているわけです。今回の結果を見ると、こうは言っているが結局は何もやっていないということになりますので、私はそのとおり進めてほしかったと思います。

私は以前教育委員会の席上で、「1対29対300」の法則について話をさせていただいたことがあります。知っている方はどのくらいいらっしゃいますか。ハインリッヒの法則というものですが、大事故が起きる前には29の中規模な事故があり、その下には300の小さいさまざまな事故がある、というものです。同じミスをしてしまったとします。だけど、誰かに指摘されない限り、それはなかなか直っていかないということが法則としてあります。小さなことだけでも指摘し合っていくことでよりいいものをつくり上げていかない限り、こういうことが何回も何回も起こってきます。これで3回目が起こっているわけですから。そこについては謙虚な姿勢で取り組んでほしいと思いますので、事務局にはもう少し自覚を持って対応していただきたいと思います。

最後に申し上げます。本日出されたこの報告については全く論議されていなものが追記されているわけですから、納得できるものではありません。あえてそこは強調して私の意見とさせていただきます。

- 園田教育長 この件について、指導室長どうですか。
 - 椿田指導室長 宮下委員からご指摘がありましたとおり、過去にも同じような過ちを犯しています。先ほどもお話しさせていただきましたが、事務局一人ひとりがもう一度強い自覚を持ちまして、事務手続き及び書類作成等について細かいミスもないように、複数の目でしっかりとチェックしていきたいと思っています。申し訳ありません。
 - 宮下教育委員 この問題は報告だけで処理をしようという考え方ですか。
 - 椿田指導室長 各学校でも検定本を使うということで議論していることと、教科書採択要綱では「一般図書を使用する場合に審議をする」と明記されていますので、今回はこの報告で代えさせていただきたいと思います。
 - 宮下教育委員 一般図書だけを審議するのが、採択をする教育委員会の場ではありませんよ。子どもたちの発達に即して一般図書の使用が法律で決められている。検定本で授業を行うことが基本ではありますが、そうではない、それ限りではない子どもたちがいる場合には「一般図書を使ってもいい」ということが法律に明記されているわけです。
- 今回の本市の教科書採択の結果は東京都にはいつ報告するのですか。

○白土学務課長 東京都教育委員会からは、「令和2年度小学校教科用図書採択及び需要数報告等について(依頼)」ということで5月29日に来書があり、締め切りは教科書採択前の7月11日です。これは教科書採択前の場合は需要数のみを回答せよということで、7月11日に先ずは需要数を東京都に報告しています。その後、教科書採択終了後の8月5日に、使用する教科書について、再度、東京都に報告しています。

○宮下教育委員 報告済みなんですか。

○白土学務課長 需要数も教科書の種類についても報告済みです。8月5日の報告の時点で、特別支援でも検定本を使うとして報告しています。

○宮下教育委員 報告した時点では「英語」については何の論議もなかったわけですよ。もちろん需要数についての事前報告は分かります、物理的な数字出せばいいわけですから。東京都は東京都全部のトータルをもって教科書会社に報告が行くわけですから。

先ほど、指導室長は8月5日に気づいたということですが、その段階で報告してしまっているのですか。矛盾しませんか。

○樫田指導室長 8月5日に気づいた時点で学校に確認するとともに、第15項に「通常の学級で使用する教科用図書を使用する」とあることから、検定本を使用するというので、都に報告するよう学務課に話をしました。

○宮下教育委員 特別支援学級が使用するものには一般図書もあるし、文科省著作の星印の付いたものもあれば、検定本もあるわけです。「英語」については何の論議も経ないで、東京都に報告するということはあり得ないのではありませんか。

○園田教育長 私から説明させていただきます。宮下委員がおっしゃるように、8月2日の教育委員会の中で、本来であれば今改めて配り直した一覧表の中に「英語」の項目があって、検定本を使用するというのであれば「検定本」と記載した上で、調査委員長からもその旨を含めて報告をし、議論をすべきであったと考えています。

ところが、「英語」の記載を漏らしてしまっていて、これは事務的なミスです。本来的にはこの一覧表のとおり、例えば一番上の第三小学校においても「算数」や「図画工作」で検定本を使うとあります。なので、当然「英語」も検定本を使うのであれば「検定本」と記載して説明すべきであったことはおっしゃるとおりだったと思います。

一方、要綱上の解釈としては原則は検定本であります。検定本ではなくて一般図書を使う場合は、当該学校の学校長が調査委員会の中で使用すべき教科書を決めて教育委員会に報告をし、教育委員会が決めるということです。そういう意味では検定本ではない一般図書を使う場合は教育委員会の場の中で議案として決定すべきということになります。なぜこの検定本をこういう形で載せているかと言いますと、各学校で各教科全体としてどういう教科書を使っていくのか一覧になった方が便宜上分かりやすい。こういう観点で検定本についても載せているということです。当然「英語」についても検定本を使うのだったら使うということでも載せるべきだったことはおっしゃるとおりなので、まさに載せていなかったのは事務的なミスということで、お叱りを受けるところだと思います。

この件が発覚した時に、この件についてどのような形で教育委員会に報告をした方がいいかを内部的に議論した時に、仮に「英語」を検定本ではなくて一般図書を使う場合は当然のことながら教育委員会に報告をし、そこで議案として決定いただくという手続きが必要だろうと。しかし、今回は一般図書ではなく検定本を使う場合は教育委員会の場で議決をするという性質のものにはなっていない。という中でどのような形でこの事実を報告すべきなのかについて事務局と相談したところ、本日このような形で起こった事実をつまびらかにし、

謝罪をし、その上で分かりやすい一覧表を改めてお配りするという対応の仕方をすべきだろうという結論になりました。その過程の中で、教育委員からはただ今お叱りを受けている部分も含めてさまざまなご意見をいただき、教育委員会の議事録に留めた上で、この問題について将来にわたって善処していきたいと考えています。このような考えで本日提案をさせていただきます。

○宮下教育委員 教育長のお気持ちはよく理解しているつもりです。

最後にもう一度、言わせていただきます。私たち教育委員には本日初めてこの報告があり、この1カ月間知らないわけです。今日初めて資料の改訂版を出されても、当然ながら納得がいくわけがありません。当日は大変多くの傍聴の方がいらっしゃいましたが、このことについては申しわけない気持ちでいっぱいです。何らかの形でこれは周知をしていかなければならないだろうと思います。ミスがあったことを改めて報告し、教育長からも謝罪があったということで何かにもとめていくことがあればそうしていかなければいけないと思います。

教育長いかがですか。

○園田教育長 改めてこの場で謝罪をさせていただきます。申しわけありませんでした。

そのほかいかがでしょうか。よろしければ、ほかの件で事務局から報告はありますか。

○森山教育部長 ありません。

○園田教育長 委員から何か報告はありますか。

○宮下教育委員 2点あります。1点目ですが、市立西中学校美術部の活動について報告します。委員のお手元には資料をお配りしていますのでご覧ください。去る8月6日、白山公園の中にある公衆トイレの外壁をデザイン化することに取り組んでいた、西中学校美術部の約15人の子どもたちの制作活動が最終日を迎えました。当日は最後の筆が入り、素晴らしいものが完成しました。外壁のデザインは、子どもたちが東久留米市のイメージをデザイン化したもので、この取り組みの目的はいたずら書き防止への願いも込められていたそうです。クリーンスタッフの細川雅代氏と市環境安全部環境政策課による学校のクラブとのコラボレーションの成果だと思いました。

私は、生徒たちが考えた東久留米市のイメージとはこんなに素晴らしいのだと知り驚いたのですが、水と緑をモチーフにした幾何学模様です。清い水の流れと漂う木の葉、そして川面に映る緑の木々が描かれています。豊かな感性が滲み出ている作品だと強く感じました。当日は市長、副市長、市議会議長もおいでになり、生徒たちの最後の筆が入るのをみんなで見守り、一緒に完成を喜びました。また、当日はJ:COMの取材がありました。作品を通して、子どもたちが市長と和やかに懇談する姿が報じられていました。市長ともの怖じしない子どもたちとの和やかな関わり合いを見ながら、将来この子どもたちがこのまちを背負ってくれるのだと頼もしく思えました。今回、教育課程の改訂が行われ来年から新しく、その中でカリキュラム・マネジメントが入ります。教育活動を横断的・総合的に考えて構成することの必要性が求められているのです。このことは学校教育だけでなく行政機関においても、カリキュラム・マネジメントによる自己啓発も検討の余地があるのではないかと感じました。トイレに関することだけですので、水に流せない事例として今日は報告しました。

もう一点は、長期にわたる夏休み中に実施された学校閉庁日の件です。今年で第2回目になりますね。その間、学校、指導室への電話等々があったのか伺います。

○荒井統括指導主事 学校閉庁日についてご報告します。この期間、保護者や地域の方からの指導室への問い合わせはありませんでした。

○宮下教育委員 26日開催の校長会では関連した話題は出ていませんか。指導室長どうでし

たか。

- 椿田指導室長** 校長会では、学校にも問い合わせがなかったことと、この閉庁日があることで特に副校長が連続して休みがとれるということについて、とてもいい取り組みだという報告がありました。
- 宮下教育委員** 分かりました。
- 園田教育長** よろしいですか。そのほかいかがですか。
- 細田教育委員** クラブ活動の件で伺います。保護者がクラブ活動中に先生や子どもたちに差し入れなどを行っているクラブがあり、えこひいきが行われているのではないかという話が耳に入りました。機会があれば校長会での報告事項として、先生や保護者に対してクラブ活動への対応の仕方等を伝えていただけるとありがたいです。大きな問題になる前に対応をお願いします。
- 園田教育長** そのほかいかがですか。
- 馬場教育委員** 小中学校の2学期が始まりました。新学期は子どもたちにとっても不安感から、不登校になったりすることがあると思います。学校には始まって1週間のうちは保護者から連絡などもあると思うので、その辺のケアも校長や副校長にお伝えしていただければと思います。
- 園田教育長** ほかになければ以上で公開の会議を終わります。
傍聴の方は退席をお願いします。

(傍聴者 退席)

(学務課長、生涯学習課長、図書館長、統括指導主事 退席)

(公開する会議を閉じる)

(公開しない会議を開く)

※令和元年第9回教育委員会定例会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和元年10月24日

教育長 園田 喜雄 (自署)

署名委員 細田 初雄 (自署)